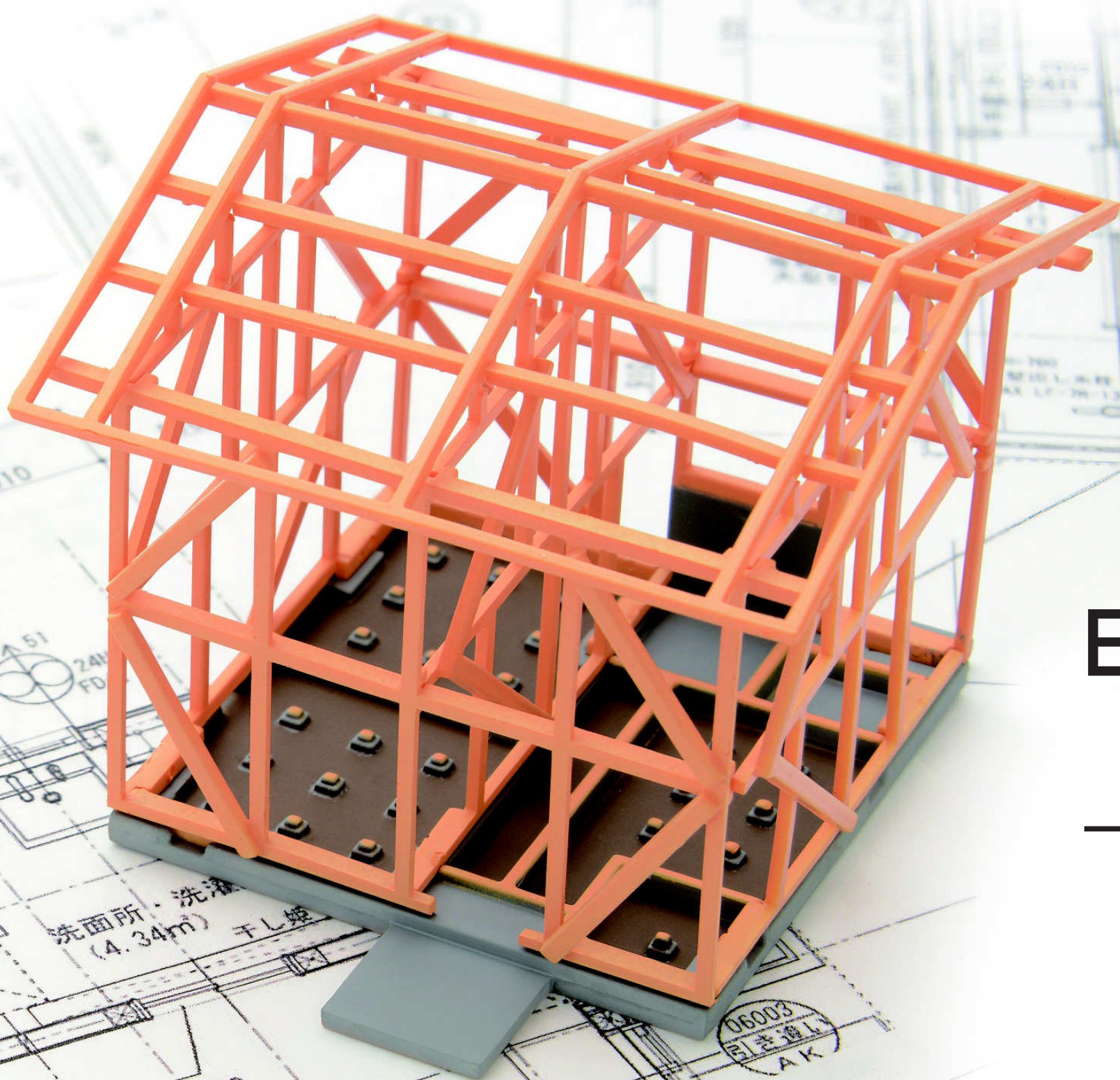


違反建築防止週間

2026.10.15^木—21^水

あなたの建物、
違反建築になつて
いませんか？

新築時は適法でも、
その後の改修や用途（使い方）の
変更により
違反になつてしまう
場合があります。
建築確認が不要な場合でも、
法の基準は
守らなくては
いけません。
改修などの際には、
事前に建築士や
所管の行政窓口へ
相談しましょう。



日本建築行政会議
国土交通省

建築指導課
TEL：079-221-2546